

令和7年度（上期）
沼津市建設発生土処理施設一覧表

令和6年12月
沼津市

【留意事項】

- ・本一覧表は、建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、**県内**の処理施設を公表するものです。
- ・本一覧表は、原則4月（上期）と10月（下期）の年2回改定します。ただし、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、その他の月に改定する場合があります。
- ・施設種類の「処分場（有効利用）」に該当する施設は、「採石場、砂利採取跡地等復旧」又は「農地を盛土により改善し、農地として利用予定」など建設発生土を有効利用する処分場です。
- ・登録ストックヤード欄の「○」は、中部地方整備局のホームページ内で公表されている「ストックヤード運営事業者登録簿（中部ブロック令和6年7月12日現在）」を参考に入力しております。
- ・登録ストックヤードは、搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国土交通省に登録する制度です。
- ・中間処理場を指定処分先とする場合は、当該土砂の最終搬出先を中間処理業者に確認する必要があります。ただし、令和5年5月から開始されたストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤードに搬出する場合は、登録ストックヤード事業者が最終搬出先の確認主体となるため必要ありません。
- ・建設発生土受入れ単価欄中の「－」表示は受入不可です。
- ・建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」（巻末参照）によるものとします。
〔第1種：砂・礫、第2種：砂質土・礫質土、第3種：通常の施工性が確保される粘性土、第4種：粘性土、粘土〕
- ・**建設発生土を処理施設に搬出する場合は、搬出先事業者に対して、盛土条例で規定する「土砂等発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査結果書（地歴資料を添付）」を提出する必要があります。また、当該土砂に汚染のおそれがある場合は、土壌の分析調査を実施し、その結果を搬出先事業者に提出する必要があります。**
- ・一覧表に記載されている内容から変更している場合があるため、**事前に受入れの可否及び受入条件を確認してください。**
- ・「表土等加算額」は草根等雑物を除去等する手間等に係る加算額であり、例えば第3種建設発生土の受入額が3,000円/m³で表土等加算額が1,500円/m³であれば、第3種建設発生土の表土の受入額は3,000+1,500=4,500円/m³となります。
- ・法令許可等欄は、当該受入地の土地の形質変更に係る関係法令の許可・届出等がなされているものを示しており、表記の内容は次のとおりです。

表記	法令・規則等名	表記	法令・規則等名
盛土条例	静岡県盛土等の規制に関する条例	砂利採取	砂利採取法
土採取条	静岡県土採取等規制条例	農地法	農地法第5条に係る一時転用
宅造規法	宅地造成等規制法	採石法	採石法
林地開発	森林法第10条に係る林地開発	埋立条例	市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
砂防条例	静岡県砂防指定地管理条例	土地要綱	市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱
土対法	土壌汚染対策法		

(留意事項)沼津市記載内容

- 1.本一覧表は、静岡県建設発生土処理施設一覧表を基に、地山換算単価を表示したものです。
- 2.本一覧表は、掲載施設の追加・削除・受入条件の変更等があった場合は、その都度改定いたします。
- 3.建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」によるものとします。
- 4.土量の変化率は、国土交通省土木工事標準積算基準書に記載の内容を参考にしています。

土質区分基準・土量変化率

(土木工事標準積算基準参照)

分類名称		変化率
発生土区分	主要区分	
第1種建設発生土	レキ・レキ質土	1.2
第2種建設発生土	砂及び砂質土	1.2
第3種建設発生土	粘性土	1.25
第4種建設発生土		1.25
岩塊・玉石混り土	岩塊・玉石	1.2
軟岩破碎岩	軟岩	1.3
硬岩破碎岩	中硬岩	1.6
表土等加算額	レキ	1.2
泥土		1

令和6年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ストック ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)										受入条件 ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	備考		
									第1種建設 発生土	第2種建設 発生土	第3種建設 発生土	第4種建設 発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	他の 土				
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1				
沼津市建設発生土処理施設一覧	1	駿河開発㈱ 055-974-1651	田方郡 函南町軽井沢 213	処分場 (有効利用)	田方郡 函南町軽井沢 213	1,307	/	・土地要綱	8:00~ 16:00	6,720	6,720	-	-	-	-	-	-	-	-	・日曜日、弊社規定休日、夜間受入不可 ・雨天時受入不可 ・高含水建設発生土受入不可 ・受入車両は状況によるので要事前連絡 ・搬入数量、搬入日時、要事前連絡	R6.4情報	
	2	㈱東土建 055-921-0872	沼津市 松沢町 3-4	処分場 (有効利用)	沼津市 足高字尾上 241-460 241-461	7,376	/	・埋立条例	9:00~ 12:00 13:00~ 16:00	12,000	12,000	-	12,500	-	-	-	-	-	-	・搬入車両(10t:4t:2t) ・土質(第3種)受入・産業廃棄物・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土及び泥土は受入しない ・搬入に際しては、当社の指示に従うこと ・土量は、当社にて荷積を計測する	R6.4情報	
	3	渡辺ビルドーザエ事業㈱ 0545-52-1960	富士市 今泉 2004-4	処分場(最終)	富士市 大淵字霧沢 2027-2 他6筆	20,000	/	・埋立条例	8:30~ 16:30	8,160	9,360	11,870	11,870	-	-	-	-	-	-	別途協議	・産廃に該当する物質ゴミ等及び流木等の混入がある場合は受け取ることができない ・転石及び岩塊については直径が30cm程度以上の場合は搬入できない(相談応じる) ・河川敷漂土は標準ダンプトラックに山積み出来、且つその上を人が歩ける程度の改良土にする ・一般道路を通行しても支障のないように改良する(目標強度:qc=200/0.35=571KN/m2) ・富士市の条例により処分量が多い場合は土壌の分析をお願いすることがある ・近隣地域住民との協定条件(搬入時間・経路・落下の防止)等に配慮 ・搬入車両は10tダンプ車以下トレーラー車は受入不可 ・営業日は月曜日~土曜日 ・天候及び処分場の周辺の混雑を避けるため、当社の運搬に限定する場合があります	R6.4情報
	4	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 鳥谷字宮下 190-1 他	3,897	/	・盛土条例	8:00~ 16:20	12,000	12,000	12,500	-	-	-	-	31,200	-	-	・整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入は不可 ・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土は、引取り不可 ・それ以外の時間帯は、事前に相談	R6.4情報	
	5	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 鳥谷字宮下 190-1 他	3,897	/	・盛土条例	夜間	15,000	15,000	15,620	-	-	-	-	34,200	-	-	・整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入は不可 ・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土は、引取り不可 ・それ以外の時間帯は、事前に相談		
	6	㈱加藤建材 0544-68-2254	富士宮市 万野原新田 2962	処分場(最終)	富士市 大淵字菅曾比奈 6861 他6筆	35,000	/	・埋立条例	8:30~ 16:30	10,200	10,200	-	-	-	-	-	-	-	-	・産廃に該当する物質ゴミ等及び流木等の混入がある場合は受け取ることができない ・転石及び岩塊については直径が30cm程度以上の場合は搬入できない(相談応じる) ・一般道路を通行しても支障のないように改良する(目標強度:qc=200/0.35=571KN/m2) ・富士市の条例により処分量が多い場合は土壌の分析をお願いすることがある ・近隣地域住民との協定条件(搬入時間・経路・落下の防止)等に配慮 ・搬入車両は10tダンプ車以下トレーラー車は受入不可 ・営業日は月曜日~土曜日 ・天候及び処分場の周辺の混雑を避けるため、当社の運搬に限定する	R6.4情報	
	7	伊藤土木 090-5618-4020	富士市 厚原1390 コーポ'効力 302号室	処分場(最終)	富士市 大淵字菅曾比奈 4645-2 他4筆	38,752	/	・埋立条例	8:30~ 16:00	7,200	10,200	7,500	7,500	-	-	-	-	-	-	運搬車両:10t、4t、2t		

令和6年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ストック ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)										受入条件 ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	備考	
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土			
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1			
土質改良プラント・ストックヤード	1	勝保坂 ホサカヤード1岩殿 0558-62-5533	賀茂郡 南伊豆町 湊 1096-3	処分場(最終) ストックヤード	賀茂郡 南伊豆町岩殿 22-1 15-1 15-2 15-6	5,000	○	・土採取 ・震地法	(平) 8~17 (夜) 17~22	11,700	11,700	12,200	22,500	11,700	12,700	15,600	7,200	21,000	-	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間割増は一律+5,000円。 ・産業廃棄物、ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める。 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・搬入土質によっては分別作業が伴うため、土質、数量、運搬車両等の搬入計画を搬入日の2日前までに協議、連絡が必要。 	R6.10
	2	木村土木㈱ 香貫営業所 055-949-1322	伊豆の国市 中 1398-2	ストックヤード	沼津市下香貫 1018-10	-	○	・盛土条例 ・土壌要綱	8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	15,000	11,100	12,000	14,800	-	16,800	-	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・河川等の浚渫土砂については県盛土条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・搬入車両:大型車10以下 ・岩石(軟岩・硬岩)のみで持込の場合は別途見積。 ・土の単位体積重量を1.6t/m³と定め、弊社トラックスケールにて計量するものとする。 ・搬入の際、他県様式の発生元証明書等を求める場合がある。 	R6.10
	3	木村土木㈱ 獅子浜営業所 055-949-1322	伊豆の国市 中 1398-2	土質改良プラント	沼津市獅子浜 1-11	-	○	・盛土条例 ・土壌要綱	8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	15,000	11,100	12,000	14,800	-	16,800	-	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・河川等の浚渫土砂については県盛土条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・岩石(軟岩・硬岩)のみで持込の場合は別途見積。 ・表土に関しては混合率により変動(受取不可の場合もある) ・価格例:軽度13,200円/m³ 中度17,700円/m³ 重度22,200円/m³ ・土の単位体積重量を1.6t/m³と定め、弊社トラックスケールにて計量するものとする。 ・搬入の際、他県様式の発生元証明書等を求める場合がある。 	R6.10
	4	三和興産㈱ リサイクルプラント 土砂ストックヤード 0545-32-2545	富士市 依田橋 322-1	ストックヤード	富士市 依田橋 322-1	50	○	-	8:30~ 16:30	6,000	6,600	8,120	-	-	-	-	2,400	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車4以下 ・1日当たり最大搬入可能量:50m³(ダンプ20台) ・搬入数量制限があるため、搬入2日前までに要連絡、調整 ・仮置き土砂は、自社松ヶ尾土砂処分場へ、自社10tDVIにて搬出します 	R6.10
	5	丸工砂利販売㈱ 星山事業所 0544-27-2097	富士宮市 沼久保 398	処分場 (有効利用) 土質改良プラント	富士宮市 星山字西野 422-1 外4筆	8,000	-	・埋立条例	7:30~ 16:15	6,600	7,800	9,370	11,800	6,600	7,150	8,800	2,400	15,000	-	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に関する基準を超えるものは受入不可 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・泥土は要応談 	R6.10

令和6年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ストック ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)										受入条件	備考		
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石混り土	軟岩破砕岩	硬岩破砕岩	表土等加算額	泥土	その他の土				
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1				
処分場(有効利用)	1	恵比寿建設(株) 岩殻残土処分場 0558-62-0172	賀茂郡南伊豆町石井2	伊豆市南伊豆町岩殻字殿岡113-1他5筆	6,000		・盛土条例 ・農地法	8:00~17:00	11,700	11,700	12,200	22,500	11,700	12,700	15,600	7,200	21,000			・産業廃棄物、ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・草、根の混入については程度により相談 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車以下 ・搬入日:7日前までに土質、数量、運搬車両、運搬車両1台当たりの積載量等の搬入計画の協議が必要	R6.10	
	2	二葉建設株式会社 船原工場 0558-87-0808	伊豆市上船原1260-1	伊豆市上船原1260-1	60,000		・林地開発 ・採石法	7:30~16:10	6,910	6,910	-	-	-	-	-	-	-	-			・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)と県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・砕石場跡地埋め立ての為、第3種第4種建設発生土の受入不可 ・最大粒径:300mm程度 ・1日当たり最大搬入可能量:500m ³ ・事前で整地土搬入計画書を提出。 ・天候により受入れを中止する場合がある	R6.10
	3	㈱伊豆美化企画 大野残土場 0558-73-2300	伊豆市年川938	伊豆市大野他6筆	5,000		・農地法 ・土採取条 ・土地要綱 ・土対法	8:00~16:30	6,330	6,330	6,600	6,600	6,330	6,860	8,440	9,600	-	-			・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:制限あり ・搬入車両把握の為、搬入2日前までに要連絡 ・残土受入承諾書の発行を受けること。・転石の混入はφ300以内とする ・運搬業者は要相談 ・φ300以上の自然石は要相談	R6.10
	4	㈱佐々木組 冷川残土処分場 0558-83-0199	伊豆市徳永361-1	伊豆市冷川字奇石476-1	67,000		・盛土条例 ・農地法 ・土地要綱 ・土対法	8:15~16:45	6,240	6,240	6,500	-	-	6,760	8,320	-	-	-			・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ ・利用10日前までに必要書類と搬入予定表を提出	R6.10
	5	ダイヤモンド キャビタル興業 舗装/前造成 090-8133-8072	富士市錦町1-1-21 M2ビル3F	田方郡函南町田代字瀬ノ前296 297 298 299	1,000		・盛土条例 ・農地法 ・土対法	8:30~16:30	5,400	5,400	6,870	-	-	-	-	-	-	-			・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:150m ³ ・令和6年12月27日まで受入予定	R6.10
	6	㈱A-LINE建設 055-933-7711	沼津市大平2948-1	沼津市西熊堂字二本松700-3 701-2 701-6 701-7	5,000		・埋立条例	8:30~16:30	7,200	7,200	9,370	-	-	-	-	-	-	-			・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・河川等の浚渫土砂は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・岩(軟岩・硬岩)のみで持ち込みの場合は別途見積、表土に関しては混合率により変動(受取不可の場合もある) ・最大粒径:300mm程度 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ (ダンプ40台) ・搬入数量制限があるため搬入1週間前までに要連絡、調整 ・搬入の際は自社指定業者もしくは指定業者に限定	R6.10
	7	秋山重機 舟達処分場 090-8322-5748	富士市中野1053-7	富士市大淵字産松842-1	500		・盛土条例 ・農地法 ・土採取条 ・土対法	8:00~16:30	6,000	6,000	6,250	8,750	7,200	7,800	9,600	2,400	9,000	-			・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・1日当たり最大搬入可能量:150m ³ (ダンプ 25台) ・掘削の進捗状況により受入可能量が変わるので事前打合せが必要	R6.10
	8	㈱クボダイクボダイ処分場(西山) 0544-58-5110	富士宮市精進川384-2	富士宮市西山小塚1906 他14筆	23,000		・埋立条例	8:30~16:30	4,800	4,800	5,000	7,500	6,000	7,800	-	-	-	-			・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・見積有効期間内の受入中止や単価変更は事前に連絡する ・大雨の場合は受入出来ない。 ・高含水率土、軟質土、廃棄物・木枝・根が入っている場合は別途単価となる	R6.10

令和6年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ストック ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)										受入条件 ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	備考	
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石混り土	軟岩破砕岩	硬岩破砕岩	表土等加算額	泥土	その他の土			
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1			
処分場 (最終)	1	菅沼建設 平井残土処分場 055-978-4188	田方郡 函南町仁田 13-9	処分場(最終)	田方郡函南町 平井字菅原 1724-2	2,800		・埋立条例 ・林地開発 ・土対法	8:30~ 17:00	6,600	6,600	6,870	-	-	-	-	-	-	-	・汚泥、産業廃棄物、表土(草・根混り土)、高含水粘性土、土質の悪い物は受入不可 ・玉石混りの場合 粒径200mm以下(最大粒径:概ね200mm程度) ・29項目の試験結果又は発注者による地歴の証明 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:200m ³ ・現在仕上げの段階になっている為、受入前に残土のサンプルを確認、自社基準により受入れの可否を判断する	R6.10
	2	土屋建設 上白岩残土処分場 0558-76-1288	伊豆の国市 三福 386-1	処分場(最終)	伊豆市上白岩 1871-1	48,000		・盛土条例 ・林地開発 ・土対法	8:30~ 16:45	6,000	6,000	6,250	-	6,000	6,500	8,000	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したもの、セメント系等改良土は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める。 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:600m ³ ・搬入前に搬入計画書の書類提出 ・小川横左衛の交差点及び伊豆温泉病院入口には交通誘導員の配置 ・小中学生の下校時細心注意、地元車両優先、徐行運転で走行	R6.10
	3	倉田商事(株) 夏梅木残土処分場 資材置場 055-960-9710	三島市大社町 14-5	処分場(最終)	三島市谷田 夏梅木901-1 外29筆	11,726		・盛土条例 ・震地法 ・土対法	8:30 ~11:50 13:00 ~16:30	9,840	9,840	10,250	15,000	9,840	10,660	13,120	7,200	-	-	・悪臭を放たないもの、有害物質を含まないものに限定 ・現在は一部受入可能であるため、搬入前に要連絡相談 ・調整池完成後、全体量受入可能(3月完成予定) ・1日当たり最大搬入可能量:1000m ³	
	4	(株)渡辺開発 090-3383-7449	富士市神谷 717-16	処分場(最終)	富士市大淵岩倉 7438-2	10,000		・埋立条例	8:30~ 16:00	6,000	6,000	8,750	12,500	6,600	7,150	11,200	6,000	17,000	-	・ゴミが混入したもの、セメント系改良土は受入不可 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要	R6.10
	5	三和興産 松ヶ尾土砂処分場 0545-32-2545	富士市 依田橋 322-1	処分場(最終)	富士市桑崎 宇松ヶ尾 876-4 他5筆	12,000		・盛土条例 ・土対法	8:30~ 16:30	5,400	6,000	7,500	-	-	-	-	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設者技調第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:200m ³ (ダンプ40台) ・搬入数量制限があるため、搬入2日前までに要連絡、調整 ・運搬の際は自社指定業者に限定	R6.10
	6	石井・ダイエー 特定共同企業体 石井・ダイエー残土 処分場 0545-61-0296	富士市 水戸島元町 4-10	処分場(最終)	富士市 岩本字一の沢 1668-1の内 1669-1670 岩本字二の沢 1667-1の内 1667-3の内	140,000		・埋立条例	8:30~ 16:00	5,400	5,400	5,620	-	-	-	-	-	-	-	・第1種・第2種・第3種建設発生土以外の受入は不可 ・産業廃棄物及び夾雑物を除去すること ・公道を運搬可能な状態で搬入出来ること ・土壌分析調査必要 ・最大粒径:転石50cm以下 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:200m ³ (ダンプ80台) ・河川等激流土受入不可 ・受入停止中(盛土条例許可申請中)	R6.10
	7	㈱HIKARI建設 栗倉処分場 0544-29-7530	富士宮市 大宮町 12-1	処分場(最終)	富士宮市栗倉 2360-1 他	20,000		・埋立条例	8:30~ 17:00	4,200	4,200	5,620	7,500	-	-	-	2,400	-	-	・ゴミ等混入した場合は受入を中止する。取除く費用及び処分代は搬出業者に請求致します。 ・土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ ・搬入手続きは1週間前まで。 ・近隣トラブルを避けるため運搬業者を選定させていただきます。	R6.10